

仙台市農業委員会第 101 回総会議事録

○ 開催日時 令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）午後 3 時から午後 4 時 28 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男		

○ 欠席委員 1 人 19 番 三浦 彰芳 委員

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

6 協 議

(1) 仙台市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選定委員会に係る委員（案）について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(6) 認定電気通信事業者等の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について

(9) 令和 8 年度第 1 回地域振興委員会開催報告

8 そ の 他

(1) 会長等報告

- (2) 令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出について
- (3) 遊休農地発生の未然防止に係る取り組みについて
- (4) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて
- (5) 事務局からの連絡事項

9 閉 会

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	小川内 浩文	事務課長	櫻井 健二
振興係長	高橋 航哉	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主任	吉田 慶子	振興係主任	山本 幸子
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

○ 農業振興課職員

担い手支援係長	磯部 未知	担い手支援係主任	望月 希美
---------	-------	----------	-------

1 開 会	開 会 (午後 3 時 00 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 101 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、19 番 三浦彰芳委員から欠席の届出がありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、4 番 阿部康幸委員、5 番 大泉権吾委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
4 あっせん 会の報告	

議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員長 (あっせん事業運営委員会委員長)	8月7日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。 若林区荒井の農地で、売渡申出人と買受申出人双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から高橋勝彦委員と中嶋紀世生委員、農地利用最適化推進委員から遠藤武一推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお、代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上、あっせん会の結果報告です。
議 長	あっせん会の報告について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、以上であっせん会の報告を終了いたします。 (午後3時05分)
5 議 案	
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、8月24日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 最初に、高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査委員会委員長	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員と私（高橋勝彦委員）の6名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による規模拡大が1件、使用貸借による農業承継が1件の合計5件です。調査の結果報告は、番号1番は鈴木可和委員から、番号2番は佐々木功治委員から、番号3番は小野寺潔委員から、番号4番は菊地郁夫委員から、番号5番は阿部康幸委員からします。
	(書面報告) (14番鈴木可和委員報告)

番号1番は、贈与により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により1人で39aの農地を耕作しております。8月17日に佐藤光農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(11 番佐々木功治委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、5人で30aの農地を耕作しています。8月17日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(6 番小野寺潔委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、1人で5aの農地を耕作しております。8月11日に関場淳農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(7 番菊地郁夫委員報告)

番号4番は、使用貸借により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、3人で266aの農地を耕作しています。8月12日に三浦信昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(4 番阿部康幸委員報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、1人で50aの農地を耕作しております。8月17日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことか

ら、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、他に意見等がなければ採決します。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。

(午後3時10分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員と中嶋紀世生委員の2名で行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件です。調査の結果報告は、熊谷幸夫委員から口頭報告します。

熊谷幸夫委員
(8番)

番号1番は、賃借権の設定により、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が隣接地に開業する観光農園のための農業用施設として、畑2,035㎡のうち1,921.68㎡を転用し、事務所等(2棟)に32.19㎡、駐車場(41台)に512.50㎡、通路等に895.23㎡、緑地に481.76㎡に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	第 2 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。
松原菊男委員 (18 番)	不動産業者が観光農園をするということですが、どのような内容ですか。
熊谷幸夫委員 (8 番)	4 月の総会において農地法第 3 条の賃貸借を許可したところとなり、ハウス栽培のいちごの観光農園になります。
事務局農地係長	熊谷委員の回答に補足します。4 月の総会で農地法第 3 条の許可をした事業者から、いちごの観光農園の駐車場として、今回申請がされたものです。観光農園の進捗状況ですが、栽培用のビニールハウスは完成しております。また、近々苗を植えて、来年の春にはいちごが採れる予定と聞いています。
松原菊男委員 (18 番)	今回の申請地の近くに別の観光農園がありますが、栽培品目はいちごですか。
熊谷幸夫委員 (8 番)	近くにケーキ屋と契約栽培をしているいちごの農園があります。
松原菊男委員 (18 番)	そこでは、観光農園もやっているのでしょうか。
熊谷幸夫委員 (8 番)	観光農園はやっていません。
事務局農地係長	補足します。根白石管内にはいちごを栽培しているところが、今回の案件を含め、3 か所あります。一つは、先ほどお話しがありましたケーキ屋と契約栽培しているところです。もう一つは、観光農園を行っています。
松原菊男委員 (18 番)	松森にも観光農園がありますが、朝早くから賑わっています。うまくいけばかなりの収益にもつながると期待しています。
議 長	その他、ご意見、ご異議等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	全員挙手と認めます。よって、第２号議案 農地法第５条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。 (午後３時１７分)
議 長	次に、第３号議案 農地法第５条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第３号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、中嶋紀世生委員の２名で行いました。今回の申請は、工事用通路に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが１件です。調査の結果報告は、中嶋紀世生委員からします。 (書面報告) (17 番中嶋紀世生委員報告) 番号１番は、賃借権の設定により工事用通路として一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請がされたものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。令和５年７月２８日付けで農地法第５条許可により工事用の通路として一時転用していましたが、本体工事の増工が発生し工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和８年７月３１日までから令和９年６月３０日までに変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資金計画にも変更がありましたので、新たに預金通帳の写しが提出されております。なお、農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用の事業計画変更について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。
議 長	第３号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第３号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認することに決定いたします。 (午後3時18分)
議 長	次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について を上程いたします。 第4号議案については、私（赤間会長）関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	議案書の4ページから10ページをご覧ください。第4号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については、中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について、確認を求められているものです。総数32件、90筆、151,705㎡について、令和8年10月23日付け宮城県公告予定分です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしていることから、10ページに記載の（案）のとおり回答するものです。
議 長	32件のうち議事参与の制限に係る案件から審議します。 最初に、私関連の案件、番号32番を審議することにします。 議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。それでは、私は退席します。 (赤間会長退席) (議長交替)
議 長 (嶺岸若夫会長職務代理者)	議長（赤間会長）が退席しましたので、私が議長となって進めます。 赤間会長関連の案件、番号32番について、ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長 (嶺岸若夫会長職務代理者)	質問等がなければ採決します。 番号32番について、（案）のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長 (嶺岸若夫会長職務代理者)	全員挙手と認めます。よって第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についての番号32番は、（案）のとおり回答することに決定します。赤間

長職務代理者)	会長関連の案件が終了しましたので、赤間会長は入室してください。 (赤間会長入室)
議 長 (嶺岸若夫会 長職務代理者)	赤間会長関連の案件が終了しましたので、議長を交替します。 (議長交替)
議 長 (赤間会長)	それでは、引き続き審議を再開します。 番号 32 番以外の案件、番号 1 番から 31 番を審議することにします。 番号 1 番から 31 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	質問等がなければ採決します。 番号 1 番から 31 番について、(案) のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見についての番号 1 番から 31 番については、(案) のとおり回答することに決定します。 (午後 3 時 23 分)
6 協 議	
議 長	続きまして、協議に入ります。 (1) 「仙台市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選定委員会に係る委員 (案) について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	(1) 「仙台市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選定委員会に係る委員 (案) について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(1) 「仙台市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選

定委員会に係る委員（案）について」は、承認いたします。

(午後 3 時 24 分)

7 報 告

議 長

続きまして、報告事項に入ります。初めに、農地関係から報告します。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (7) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり 4 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 3 ページに記載のとおり 9 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、4 ページから 5 ページに記載のとおり 8 件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、6 ページに記載のとおり 4 件ありました。(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、7 ページに記載のとおり 1 件ありました。(6) 認定電気通信事業者等の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、8 ページに記載のとおり 6 件ありました。(7) 売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんで成立したものが 1 件、新規申出が 1 件、買い受け希望申出が 1 件、希望価格の変更が 1 件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がなければ、次に、(8)「市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について」を、事務局から報告願います。

事務局農地係長

(8)「市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。

菊地郁夫委員 (7番)	建築物の定義を教えてください。小さなプレハブも建築物ということでしょうか。
事務局農地係長	開発調整課の考え方では、プレハブ、単管パイプの柱と屋根やカーポートなども建築物として取り扱っています。そのような場合も含め建築物がありましたら、「建築物有り」で報告をお願いします。その後、事務局で詳細を確認して、開発調整課に問題がないか確認します。
菊地郁夫委員 (7番)	例えば、作業を行っており、一時的な可能性がある場合もだめでしょうか。
事務局農地係長	一時的にプレハブを置いている場合もあるかと思いますが、そういったところも含めて建物がありましたら、「建物有り」で報告いただき、その後に「事務局や開発調整課で確認に入りたいと思います。
議 長	その他、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に、(9)「令和8年度第1回地域振興委員会開催報告」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	(9)「令和8年度第1回地域振興委員会開催報告
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後3時36分)
8 その他	
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長等報告は、私と高山真里子委員からいたします。
赤間敬会長 高山真里子委員	(1)「会長等報告」
議 長	ご質問等はございませんか。

	(質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(2)「令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出について」を、私から説明いたします。
赤間会長	(2)令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出について
議 長	ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(3)「遊休農地発生の未然防止に係る取り組みについて」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	(3) 遊休農地発生の未然防止に係る取り組みについて
議 長	ご質問等はございませんか。
高山真里子委員 (16 番)	相続登記は3年以内、変更登記は2年以内に行うことが義務化されていますが罰則はありますか。
事務局農地係長	罰則規定があります。相続登記の義務化は2年前から始まっており、住所変更等の変更登記は令和8年4月から義務化されています。農地に限らず、宅地や雑種地なども同じ取り扱いですが、連絡を取りやすくなるよう周知をお願いされています。
議 長	相続登記の義務化は2年前からということですが、それ以前に発生した相続の取り扱いはどうなっているか説明願います。
事務局農地係長	義務化以前に相続が発生していたものも、この制度が始まった時点から3年以内に手続きを行うこととなっており、順次期限を迎えることとなります。
議 長	農地のあっせんなどにおいて所有者がはっきりしないと困りますので、委員の皆様からも相続登記について啓発をお願いします。
議 長	その他、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(4)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構

	想」の見直しについて」を、仙台市農業振興課から説明願います。
農業振興課	(4)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて
議 長	ご質問等はありませんか。
小野寺潔委員 (6 番)	営農類型ですが、施設のみ、露地のみの営農類型はありますが、現実的に組み合わせが多い、施設栽培と露地栽培を合わせた類型は想定できなかったのでしょうか。
農業振興課	宮城県の基本方針にその類型がなかったため、今回、仙台市でも入れていません。
議 長	その他、ご質問等はありませんか。
柴田市郎委員 (12 番)	新規就農者の確保目標の中には、親元就農が含まれますか。
農業振興課	含みます。
議 長	その他、ご質問等はありませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(5)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	(5)「事務局からの連絡事項」 1 窓口時間の変更について 2 令和8年8月～9月仙台市農業委員会行事予定表(資料8) 3 農業委員会組織による「令和8年熊本地震義援金」の募集(資料9) 4 仙台市農政だより特集号(獣害対策特集)(資料10) 5 他都市農業委員会だより(広島市)(資料11)
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。
大泉権吾委員 (5 番)	行事予定表に10月29日の研修会延期と記載がありますが、研修会が11月に変更になったということですか。
事務局振興係	年間予定では10月に研修会を行うとしていましたが、研修会の講師予定の中嶋委員のご都合がつかないため、11月に研修会を延期します。

議 長	その他、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、その他について終了いたします。 他に何かございませんか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
9 閉 会	
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 101 回総会を閉会します。 閉 会 (午後 4 時 28 分)

議事録署名

令和 8 年 月 日

署名委員（4 番）

署名委員（5 番）

.....

.....